

格付区分等の改正について（お知らせ）

令和 4 年 10 月
美祢市総務企画部監理課

現在、建設工事のうち 6 業種については、入札参加資格者名簿に登録のある市内の主たる営業所を有する者を対象に格付を行っていますが、昨今の建設業者の規模や数などの実情を踏まえ、下記のとおり 5 業種については、令和 5 年度より格付区分及び等級別条件を改正することとしましたのでお知らせします。

記

1. 改正概要

(1) 土木一式工事

A 等級の総合評点 1100 点以上を 1000 点以上とし、A 及び B 等級の平均完成工事高を削除する。

(2) 建築一式工事

3 区分を 2 区分とし、A 及び B 等級の平均完成工事高を削除する。

(3) とび・土工・コンクリート工事

B 等級の総合評点 700 点以上を 750 点以上とする。

(4) 管工事

B 等級の総合評点 650 点以上を 700 点以上とする。

(5) 水道施設工事

3 区分を 2 区分とする。

なお、格付は、美祢市上下水道局が令和 5 年度から指定する「美祢市上下水道局指定水道当番事業者」として登録がある業者に限り行うこととする。

※「美祢市上下水道局水道当番事業者」の登録について上下水道局より、今年中にホームページ等で募集を行う予定。（11 月中旬頃から募集期間 2 ヶ月程度）

2. 要綱の施行日等

令和 5 年 1 月 1 日施行（予定）

令和 5 年度の格付については、令和 5.6 年度の入札参加資格審査申請書類（1 月下旬から 2 月末まで受付予定）等を基に改正後の等級別条件に従って格付を行います。

3. その他

詳細は新旧対照表を参照